

香川県条例第69号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(行為の制限) 第3条 略</p> <p>(使用料) 第11条 略</p> <p>別表第2（第11条関係） 1～3 略 4 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">都市公園</th> <th style="width: 45%;">行 為</th> <th style="width: 15%;">単 位</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗林公園</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の都市公園</td> <td>略 <u>第3条第1項第4号に掲げる行為</u> <u>催しに際し一時的に表示する場合以外の</u></td> <td><u>1年</u></td> <td><u>表示面積1平方メートル</u> 42,000円を超えな</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園	行 為	単 位	金 額	栗林公園	略			その他の都市公園	略 <u>第3条第1項第4号に掲げる行為</u> <u>催しに際し一時的に表示する場合以外の</u>	<u>1年</u>	<u>表示面積1平方メートル</u> 42,000円を超えな	<p>(行為の制限) 第3条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 有料公園施設（県が設け、又は管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）で規則で定めるものにおいて広告を表示すること。 2～5 略</p> <p>(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>別表第2（第11条関係） 1～3 略 4 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">都市公園</th> <th style="width: 45%;">行 為</th> <th style="width: 15%;">単 位</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗林公園</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の都市公園</td> <td>略 <u>第3条第1項第4号に掲げる行為</u></td> <td><u>1日</u></td> <td><u>表示面積1平方メートル</u> 1,700円</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園	行 為	単 位	金 額	栗林公園	略			その他の都市公園	略 <u>第3条第1項第4号に掲げる行為</u>	<u>1日</u>	<u>表示面積1平方メートル</u> 1,700円
都市公園	行 為	単 位	金 額																						
栗林公園	略																								
その他の都市公園	略 <u>第3条第1項第4号に掲げる行為</u> <u>催しに際し一時的に表示する場合以外の</u>	<u>1年</u>	<u>表示面積1平方メートル</u> 42,000円を超えな																						
都市公園	行 為	単 位	金 額																						
栗林公園	略																								
その他の都市公園	略 <u>第3条第1項第4号に掲げる行為</u>	<u>1日</u>	<u>表示面積1平方メートル</u> 1,700円																						

	<p>場合</p> <p>催しに際し一時的に 表示する場合</p>	<p>ル</p> <p>1日</p> <p>表示面積1 平方メート ル</p>	<p>い範囲で 規則で定 める額</p> <p>1,700円</p>				
<p>注 1 <u>行為に係る使用面積若しくは表示面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。</u></p> <p>2 <u>使用料の額が年額で定められている場合の行為の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</u></p>				<p>注 <u>行為に係る使用面積若しくは表示面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。</u></p>			
<p>5 略</p>				<p>5 略</p>			

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。